

Business Partner office NEWS

法改正ニュース

—雇用保険基本手当日額等の変更—

(令和5年8月1日～)

①基本手当(失業手当)日額の上限額・下限額

【上限額】

離職時の年齢	R4.8.1～	R5.8.1～
29歳以下	6,835円	6,945円
30～44歳	7,595円	7,715円
45～59歳	8,355円	8,490円
60～64歳	7,177円	7,294円

【下限額】

R4.8.1～	R5.8.1～
2,125円	2,196円

②高年齢雇用継続給付の支給限度額

R4.8.1～	R5.8.1～
364,595円	370,452円

③60歳到達時等の賃金月額の上限額・下限額

	R4.8.1～	R5.8.1～
上限	478,500円	486,300円
下限	79,710円	82,380円

④育児休業給付の支給限度額

【出生時育児休業給付】

支給率 67%	289,466円
---------	----------

【育児休業給付】

支給率	R4.8.1～	R5.8.1～
67%	305,319円	310,143円
50%	227,850円	231,450円

⑤介護休業給付の支給限度額

R4.8.1～	R5.8.1～
335,871円	341,298円

大阪府最低賃金の引上げについて

大阪府最低賃金審議会より、大阪府最低賃金の引上げ(現行時間額 1,023円から 41円引上げ、**時間額 1,064円**・10月1日より)の答申がありました。正式な確定額・時期は後日お知らせしますが、例年ほぼ答申通りの額・時期の決定となりますので、現行賃金見直しのご準備をお願いします。



最近のニュースから

介護休業・介護休暇 社員への周知を義務に

厚生労働省の労働政策審議会は、介護休業や介護休暇制度について対象者に知らせることを企業に義務付ける調整に入った。介護しながら在宅勤務できる仕組みの導入も求める。労使協定により勤続6カ月未満の労働者を介護休暇の適用除外とする仕組みの廃止も目指す。

年収106万円の壁解消に1人50万円助成

パートなどの働き控えにつながっているとされる「年収106万円の壁」について、政府はキャリアアップ助成金を拡充して1人最大50万円を助成し、社会保険料に充当できるようにする。3年程度の時限措置とし、早ければ23年度中に開始する。扶養対象から外れる「年収130万円の壁」対策の暫定的な措置も検討する。

死亡診断書なしでアスベスト労災認定

札幌中央労働基準監督署が、死因診断書などの公的書類が残っていてもアスベスト(石綿)による労災を認定していたことがわかった。患者や家族らでつくる市民団体の会見によると、トンネル工事に従事し1989年に中皮腫で死亡した男性の妻が昨年3月に行った労災申請で、死因が中皮腫だと確認できる書類が残っていなかったが、労基署が当時の担当医を特定して得られた証言に基づき、今年1月に認定された。

退職金不支給の記述を削除 モデル就業規則

厚生労働省は、モデル就業規則を改定し、「自己都合による退職者で、勤続〇年未満の者には退職金を支給しない」との規定を削除した。勤続年数の少ない自己都合退職者に対するこのような規定が転職の障壁となっているとの指摘への対応で、成長産業への労働移動につなげるねらい